

国民スポーツ大会予選会免除に関する要領

〈趣旨〉

我が国のスポーツレベルの向上と国際化に伴い、国内・国際大会が過密化し、各競技団体の主要大会と国民スポーツ大会の開催時期が重なることが多くなり、トップアスリートが国民スポーツ大会に参加しにくい状況となっている。

そこで、日本を代表するトップアスリートの参加を促進し、大会の一層の充実と活性化を図るため、各都道府県の代表選手選考において以下に定める要領により、予選会を免除することができることとする。(国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項)

1. 免除対象競技

国民スポーツ大会実施正式競技

2. 免除対象者

次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のための予選会の出場を免除することができる。

ア オリンピック競技大会

イ アジア競技大会

ウ FISU ワールドユニバーシティゲームズ

エ 日・韓・中ジュニア交流競技会

オ 上記以外に競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

3. 免除対象大会及び免除対象者の決定

(1) 免除対象大会の決定及び都道府県への通知

① 国民スポーツ大会は大会開催前年の10月、冬季大会は大会開催前年の7月に、日本スポーツ協会より競技団体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民スポーツ大会委員会にて審議・決定し、関係機関・団体へ通知する。

② 国民スポーツ大会委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下の都道府県競技団体に対し通知する。

③ 中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県スポーツ協会に報告する。

(2) 免除対象者の決定

各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体からの通知の後、当該都道府県競技団体等において協議し、決定する。

4. 免除内容

免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

5. 都道府県代表選考方法の周知について

各競技種目・種別の都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県競技団体等で協議の上、周知徹底を図ることとする。

6. 適用時期

第62回国民体育大会より施行

7. その他

本要領の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本要領は、令和 7 年 3 月 4 日に改定し、同日より施行する。